

令和6年度施設利用制限等特記事項

1 体育施設共通事項

(1) 優先事業について

岩手県が主催する事業は、優先事業として取り扱います。

(2) 利用料金及び利用手続きについて

利用料金については、各施設の条例等で定める使用料の上限額から指定管理者が県から承認を得た金額となっております。利用手続きについては令和5年度と同様を予定しています。

(3) 各施設の休場（休館）日について

以下に掲げる曜日は休場（休館）日としており、原則として、利用申込みを受け付けておりません。（大規模大会及び行事を除く。）

ア) 県営運動公園 第2ボルダリング競技場（毎週月曜日）

県立御所湖広域公園艇庫（毎週月曜日）

イ) 県営運動公園 第1ボルダリング競技場（毎週火曜日）

ウ) 県営運動公園 第3ボルダリング競技場（毎週水曜日）

県営武道館（毎週水曜日）

エ) 県営体育館（毎週水曜日）

※ 休場（休館）日においても、大規模大会及び行事、祝日等は開場（開館）する場合があります。またそれに伴い、他日を休場（休館）日とする場合があります。詳しくは各施設までお問合せ下さい。

(4) 駐車場の収容台数を超えるおそれがある行事の取扱いについて

施設の駐車収容台数を超えるおそれがあり、主催者による代替駐車場の確保や対策ができない場合には、施設に空き（予約が無く貸出可能な状態）があっても、利用をお断りすることがあります。

2 県営運動公園

陸上競技場インフィールド利用について、芝保全の観点から一部の利用を制限します。

また、2種公認に向けて改修工事を行うため、下記の期間は利用できませんので、予めご了承ください。

【工事期間：令和6年8月19日から令和7年3月31日まで】

【利用できる事業】

ア) 陸上競技大会及び全県的な体育・レクリエーション大会等

イ) 学校・企業等の運動会等

※ 但し、綱引きなど芝が著しく損傷する競技はできません。詳しくは運動公園までお問合せ下さい。

【利用できない事業】

- ア) 投てき（やり、円盤、ハンマー）競技などの練習
- イ) グラウンド・ゴルフやゲートボールなどの打球競技
- ウ) その他、芝の激しい損傷が見込まれる利用

3 県営武道館

(1) 優先事業について

優先事業に位置付けしている日本武道館との共催事業（武道指導者研修会、武道錬成大会）については、現在、日程調整中であり、利用申込みの日程と重複した場合には、日程調整（協議）させていただきます。

(2) 利用種目について

保有設備・備品及び施設維持・管理の面から一部の利用を制限します。

【利用できる事業】

- ア) 武道競技及び全県的な体育・レクリエーション大会等
- イ) スポーツに関する研修会、講習会等
- ウ) 学校・企業等の運動会など
- エ) 利用に必要な備品が整備されている競技
(バレーボール、テニス、ハンドボール、バドミントン、卓球)

【利用できない事業】

- ア) フットサル等、施設に損傷を与える可能性のある競技
- イ) 利用に必要な備品が整備されていない競技等
(バスケットボールなど、上記(2)のエ)記載以外の競技)